

2024 春闘

回答書受取 労働条件改善で前進もボーナス加算は勝ち取りならず /



▲回答書受取の様子。当日は当局より6名の職員が出席し、労使交渉に対する意欲的な姿勢がうかがえた

16日、太田市役所本庁舎にて2024春季闘争の回答が行われ、建築主事手当相当金の支給など継続要求の一部が実現しました。職務の特殊性を加味した調整額での支給となり、2022年から続く要求がようやく認められました。組合員から要望があった「生理休暇」の名称変更も、「取得に抵抗の少ない名称」に変更されるとのことです。

一方、係長代理・課長級のボーナス5%役職加算、年休の15分単位取得、55歳以降の昇給停止（抑制）については改善は見送られました。しかし、当局は「すぐに見直す予定はない」としながらも検討の余地があることを示しました。

また、ハラスメント相談窓口の案内も行われ、被害者だけでなく目撃者からの通報も受けるほか、特別職（議員含む）からの被害相談もコンプライアンス推進室で受け付けることになりました。

=AIによる要約=

「建築主事」調整額支給で勝ち取り 「生理休暇」名称変更で抵抗軽減目指す

5月16日（木）、太田市役所本庁舎9A会議室にて、当局から企画部長ほか5名、太田市職労から12名が出席の下、当局より2024春季闘争要求書に対する回答があった。

要求事項としては、建築主事手当の新設など過去に要求したが妥結に至らなかった事項（継続要求事項）のほか、組合員より寄せられた問題点の解決を求める声を中心にとりまとめ、各種制度の見直しや運用の変更について要求していた。

当日は当局より要求事項に対する回答が行われた。継続要求事項であった建築主事手当の新設については、時期の明言はないが、手当の新設ではなく、条例で定める「調整額」での支給となり、2022年からの継続要求が実現する結果となった。それ以外にも、1月に実施した『新春アンケート結果』にて要望の声のあった「生理休暇」については取得に抵抗の少ない名称へと変更を行うとの回答を得た。各行政センター

を中心に行われている「団体随行業務」にて施設見学科料などの必要経費を職員が自腹負担していた実態を是正する要望については、「望ましくない」との見解が示され、当局により調査が行われることとなり、必要な措置が行われる見通しだ。

一方、組合員の注目度が高い「係長代理・課長級のボーナスの5%役職加算」「年休の15分単位での取得」と、太田市以外の県内市町村のほとんどで行われていない「55歳以降の昇給停止（抑制）」については改善の勝ち取りには至らなかったものの、当局より「すぐに見直す予定はない」というだけで検討の余地はある」との回答があった。

また、回答の場では、ハラスメントの通報窓口についての案内があり、ハラスメントの被害者だけでなく目撃者のほか、特別職（議員含む）からハラスメントを受けた場合もコンプライアンス推進室が相談の窓口になるとの案内があった。

開催報告

5/21 第4回職場委員会を開催しました



2024 春闘結果を職場委員と共有 委員長「人事課労政係に期待」

5月21日昼、太田市役所南庁舎3階大会議室にて、第4回職場委員会が開催された。当日は執行部から19名、職場委員から36名の計55名が出席した。委員会では、職場委員に対し、16日に回答のあった2024春闘の結果の報告と課題の共有が行われた。回答に係る補足事項として、小林委員長は、かねてから太田市の課題点である「社会人経験者枠の4級昇格運用」について、今年度より人事課に『労政係』が組織されたことに触れ、事態の改善に期待するコメントを残した。



▲第4回職場委員会の様子



2024 春闘回答事項解説

2024 春闘の回答事項について解説します

2024 春闘の回答事項のうち、2項目について解説をおこなう。建築主事の調整額支給は要求を粘り強く行って勝ち取りにつながったもので、大きな成果と言える。課長補佐の管理職手当は本市の人口・財政規模からすれば前橋・高崎と同等の扱いで差し支えないものと認識しており、今後の交渉の焦点となる。

要求 Demand

&

回答 Answer

2.(2)③ 建築主事手当等等の検討にあたり長期に時間を要しているが、その理由及び経過を説明すること。

建築主事の業務に対する複雑、困難及び責任の度合を考慮していたため、給料の調整額を支給したい。

2022 年秋の賃金確定闘争からの継続要求事項であり、手当相当となる「調整額の支給」を勝ち取った。

建築基準法第4条によれば、市町村で建築確認事務を行う場合、建築主事を置く必要があるとされている。建築主事は建築基準適合判定資格者検定（一級建築士の資格を有し、建築確認事務を2年以上経験した上で受検できる）に合格した者でなければならないが、建築主事の職責に対する評価・手当等がなく、その職責に応じて評価できる仕組みを整備することを求めた。なお、手当でなく調整額の支給とすることでボーナス支給時の算定対象となり、対象職員にとって有利な仕様となった。支給額は年度内を目標に決定し、支給開始は来年度からとなる見通し。

2.(2)④ 課長補佐においては人財育成基本方針において係長と役割が明確に区別されていることから役職の責務を明確化した上で、管理職手当を59,500円に引き上げること。また引き上げない場合においては引き上げない理由を明確化すること。

課長補佐の職務の概要は、太田市職員の職名及び職務に関する規則に記載のとおりである。課長補佐の職務の級及び管理職手当の額は、他の職位と差があり、管理職手当の額をすぐに見直す予定はない。

表 主要な市町村の「課長補佐」への管理職手当支給額状況

単組名	支給月額
太田	56,500円
前橋・高崎	59,500円
伊勢崎	55,500円
【旧特例市】熊谷（副課長）	40,000円
【 // 】厚木（課長代理）	72,000円

課長補佐の管理職手当は、太田市は月額 56,500 円である。近隣の市町村について調査を行うと、一部では低い自治体もあるが、前橋・高崎ともに月額 59,500 円の支給となっている。それ以外の本市独自の運用に触れると『一時金の傾斜配分（ボーナスの役職加算）』について、他市では給与表の【級】に対して傾斜配分の比率が決定しているのが多いが、太田市だけが【役職名】に対して傾斜配分の比率を決定しておりこのような運用は他の県内市町村（単組）では確認されていない。

左表では県内主要市町村のほか、施行時特例市（旧特例市）の課長補佐同等職の手当額についてまとめた。表から見て取れるように、前橋・高崎に遅れを取っているほか、同じ旧特例市であっても金額に差があることが特徴的だ。今後はより高い条件を勝ち取るために要求を続けたい。

岸まきこ

立憲民主党
The Constitutional Democratic Party of Japan
参議院議員(自治労組織内議員)

自治労の政策要求を 実現しよう!

ともに 声を力に、
一歩前へ



岸まきこ 公式サイト
kishimakiko.com/
岸まきこ 検索

自治労は、第27回参議院選挙の全国比例区に「岸まきこ」現参議院議員の擁立を決定しました。

岸まきこ
(岸真紀子)
プロフィール

1976年北海道岩見沢市(旧栗沢町)生まれ。94年旧栗沢町役場入職(現岩見沢市)。2013年から自治労中央執行委員。19年第25回参院選(全国比例区)で初当選。現職に至る。